

平成28年度

第8回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成28年11月24日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画について

議案第4号 農地利用配分計画案の意見聴収について

議案第5号 地籍調査による農地の地目認定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約にかかる通知について

報告第3号 軽微な農地改良の届出について

報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

<出席委員>（9名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番委員：加曾利益弘 | |
| 3 番委員：齋藤豊彦 | |
| 5 番委員：磯野幸作 | 6 番委員：藤平重男 |
| 7 番委員：押元康郎 | 8 番委員：猿田義久 |
| 9 番委員：浅野幸男 | 10 番委員：山岸 潔 |
| 11 番委員：岩瀬貞夫 | |

<欠席委員>（2名）

- | | |
|-------------|------------|
| 2 番委員：佐川順一郎 | 4 番委員：君塚作治 |
|-------------|------------|

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局長（吉野）

それでは、定刻となりましたので、只今から平成 28 年度第 8 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日の現在員 9 名の委員の出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして、会議は成立いたします。

なお、2 番委員の佐川委員さん、4 番委員の君塚委員さんから本日都合によりまして欠席とのご連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして、岩瀬会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（岩瀬会長）

朝から大変珍しいものが降りまして、数十年ぶりの 11 月の初雪だそうです。寒いところお集まりいただきましてありがとうございます。只今から総会を開始します。

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。1 番委員の加曾利委員さんと 3 番委員の齋藤委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、3 頁をお開き下さい。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 28 年 11 月 24 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 12 所在・地番 猿稻地先 地目 畑 地積 423 m² 権利者 大多喜町在住者 義務者 大多喜町在住 事由 譲受人 高齢の親に代わり耕作するため。譲渡人 譲受人の希望に応じる。 権利内容 贈与による所有権移転。

番号 13 所在・地番 小谷松地先 地目 田 地積 638 m² 他 4 筆 合計地積 4,221 m² 権利者 大多喜町在住者 義務者 いすみ市在住 事由 譲受人 自作地の隣接地区である申請地を取得し、規模拡大を図るため。 譲渡人 他地域に居住を有しており、耕作できないため譲渡したい。 権利内容 売買による所

有権移転。なお、権利取得後の農業経営の実態については、4頁を参照ください。こちらは農地法第3条第2号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号12については、7番委員の押元委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いします。

押元委員（7番）

はい。それでは現地報告をいたします。さる11月20日（日）午後1時から代理人である根本測量の社員立会のもと現地確認しました。場所につきましては、配布されている3の12の案内図になりますけれども、国道297号線沿いで、テングレーという寿司屋とデーリーヤマザキの間の道に入って約80mのところになります。現状は、雑草が覆い茂っており、柚子の木が2～3本、柿の木が2～3本植えてありました。現地には雑木等は生えていないように見えたので、草刈り等をして耕せば利用は可能ではないかと思われます。この件は、耕作をするための親子間の贈与であり、私が見た限りでは問題ないように思われました。以上です。

議長（岩瀬会長）

押元委員さんからの現地調査報告をいただきました。
番号12について質問のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、番号12についてご異議ありませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、番号12については異議ないものと認めます。
つづきまして、番号13については、6番委員の藤平委員さんが担当となっておりますので、現地報告をお願いします。

藤平委員（6番）

はい。それでは現地報告をいたします。現地ですけれども、場所は小谷松地区になります。国道465号の蟹取橋から小谷松地

区に入り小谷松駅の前になりますが、耕地整理をされておりまして、5筆とも線路の東側に点在しております。詳しくは3-13の資料を参照願います。田んぼ3筆につきましては、現況水田として利用されていまして、あと、畑2筆につきましては、2～3年前まで、畑として使われていたような形跡はありましたが、現在は耕作されておらず、多少の草が生えている状態でしたが、すぐにでも耕作できる状況でした。私が見た限りでは問題ないように思われました。以上です。

議長(岩瀬会長)

藤平委員さんからの現地調査報告をいただきました。
番号13について質問のある方はお願いします。

齋藤委員(3番)

現在、田んぼを耕作しているのは誰か。

藤平委員(6番)

第三者です。

齋藤委員(3番)

権利者が耕作している訳ではないのか。

藤平委員(6番)

権利者が耕作している訳ではないです。

議長(岩瀬会長)

他に質問はありませんか。

議 場

_____ 質問・意見等なし _____

質問がないようですが、番号13についてご異議ありませんか。

議 場

_____ 異議なしの声あり _____

議長(岩瀬会長)

それでは、番号13については異議ないものと認めます。
議案第1号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議長(岩瀬会長)

続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、5頁をお開きください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の及び賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成28年11月24日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 12 所在・地番 森宮地先 地目 畑 地積 914 m² 他5筆合計地積 1,349.82 m² 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 市原市在住者 義務者 大多喜町在住者 事由 休耕地を活用し、資金運用のため太陽光発電施設を設置したい。（所有権移転）

つづきまして、番号 13 所在・地番 小谷松地先 地目 田 地積 1,550 m² 他1筆合計地積 1,665 m² 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 東京都品川区東大井在籍 有限会社 義務者 千葉市若葉区みつわ台在住者 事由 小谷松地区及び御宿町に工場を持ち、電気機械類の解体、分解を手掛け再資源化を行っているが、受注量の増加に伴う事業拡大のため、資材置場用地を確保するため。（賃借権設定）以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号12については、8番委員の猿田委員が担当になっておりますので現地報告をお願いします。

猿田委員（8番）

はい。それでは、説明をさせていただきます。確認いたしましたのは11月16日（水）午前11時、事務局2名とソーラー事業者2名により調査を行いました。現地については、5-12の案内図を参照願います。森宮区の中ほどですが、国道465号線の平林物産の脇の町道を下大多喜方面に進み、踏切を超えて直ぐ左に入ったところです。地目は田と畑になっている訳ですが、現況としては、作物の作付けはなくて雑草が生えていていましたが、草丈はさほど伸びておらず、管理はされている状態でした。現況で、現地には何段かの段差がありますが、現状のまま、転圧のみで使用したいということです。隣接関係ですが周りは道路となっており、排水関係も問題ないと思われました。簡単ですが、ご報告いたします。よろしくご審議をお願いします。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。猿田委員さんから現地調査報告を

いただきました。番号 12 について質問のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問がないようすがご異議ございませんか。

齋藤委員（3 番）

事務局に伺います。売電収入はどの程度を予定しているか把握しているか。

事務局（寺井）

売電収入については、年間 219 万円前後を予定していると聞いております。

山岸委員（10 番）

事務局に伺います。計画出力はどの位か。

事務局（寺井）

発電出力にきましては、78KW とのことです。

議長（岩瀬会長）

他に質問ありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようすが、番号 12 についてご異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

それでは、番号 12 については異議ないものと認めます。

続きまして、番号 13 については、6 番委員の藤平委員さんが担当になっておりますので、現地報告をお願いします。

藤平委員（6 番）

はい。報告させていただきます。調査日は、平成 28 年 11 月 17 日（木）事務局 2 名と根本測量、会社の社長及び社長夫人の立会のもと、午後 1 時 30 分頃から現地確認を行いました。国道 29 号線小谷松交差点のそばの旧養魚場の跡地です。5-13 の案内図を参照願います。既に工場が建っている場所の南東方向になると思いますが、現況は荒地というか雑草が覆い茂っていきまして既存の施設とほぼ平らな状態です。規模拡大のため、新たに資材

置場としたいとのことでした。周辺につきましては、山林ということで、問題視されるところも無く、排水等につきましても問題ないと思われます。問題となるようなところはありませんでしたのでご報告いたします。以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長（岩瀬会長）

はい。ありがとうございました。藤平委員さんから現地調査報告をいただきました。番号 13 号について質問のある方はお願いします。

押元委員（7 番）

資材置場ということだが、建物を建ててその中で管理をするのか。

藤平委員（6 番）

資材については、外に置くものと処理したものを屋内で管理している物があるようです。コンテナのような物に入れて野積みしている物もある。

押元委員（7 番）

建物をたてるのか。

藤平委員（6 番）

建物は建ちません。との説明でした。

齋藤委員（3 番）

従業員が現在 10 人とあるが、作業員は女性がおおいのか。

藤平委員（6 番）

町の誘致関係の補助金を受けているとのことですので、詳しくは、町にお願いします。

事務局（秋山）

「大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例」において固定資産関係と雇用関係について町が補助金を支給する制度はありますが、固定資産部分については利用していると思われますが、雇用部分について利用しているかについては、この場では分かりかねます。

山岸委員（10 番）

電気機器類の解体・分解と再資源化と記載されているが、部品等の洗浄をすると思うが、洗浄液とかを使用している事実はあるのか。

藤平委員（6 番）

そのような施設はないと思う。正確には分からないが、そのような施設は無かったと思う。

事務局（寺井）

事務局でも、そのような洗浄液を大量に使用するような情報は得ておりません。また事業計画書を見ましても排水はないとのことですので、そのとおりかと思います。

山岸委員（10 番）

分かりました。

藤平委員（6 番）

純然たる分別だと思います。

議長（岩瀬会長）

他に質問ありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号 13 についてご異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

それでは、番号 13 については異議ないものと認めます。

議案第 2 号については、異議ないものと認め以上のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、7 頁をお開きください。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成 28 年 11 月 24 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫
1 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり 2 公告を予定する日 平成 28 年 11 月 25 日 8 頁、整理番号は 28-50 農用地利用集積計画各筆明細書 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 下大多喜地区 地目 田 地積 3,332 m² 利用計画 レンゲ畑として利用 ②利用権設定 期間 3 年間。期間開始日 平成 28 年 11 月 25 日から満了日平成 31 年 11 月 24 日 使用貸借権での設定です。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、9頁 整理番号28-51 ①利用権を設定する土地・利用権の条件所在 下大多喜地区 地目 田 地積 3,460 m² 利用計画 レンゲ畑として利用 ②利用権設定期間は3年間。 期間開始日 平成28年11月25日から満了日平成31年11月24日まで、使用貸借権の設定です。貸付者大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、10頁 整理番号28-52 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 下大多喜地区 地目 田 地積 1,562 m² 他1筆合計地積4,560 m² 利用計画 水田として利用、借賃はコシヒカリ玄米240 kgです。 ②利用権設定期間は3年間 期間開始日 平成28年11月25日から満了日 平成31年11月24日 借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払。 貸付者 市原市在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、11頁 整理番号28-53 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 下大多喜地区 地目 田 地積 2,882 m² 利用計画 水田として利用 ②利用権設定期間3年間 期間開始日 平成28年11月25日 満了日平成31年11月24日 貸賃はコシヒカリ180kg 借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、12頁整理番号28-54 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 下大多喜地区 地目 田 地積 3,016 m² 他2筆 合計地積6,670 m² 利用計画 水田として利用 借賃は3筆でコシヒカリ360kgでの設定です。 ②利用権設定期間3年間。 期間開始日 平成28年11月25日 満了日平成31年11月24日まで 借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、13頁整理番号28-55 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 船子地区 地目 田 地積 885 m² 他1筆 合計地積1,635 m² 利用計画 水田として利用 借賃は2筆で米30kgでの設定です。 ②利用権設定期間5年間。 期間開始日 平成28年11月25日 満了日平成33年11月24日まで 借賃の支払い期日は、毎年10月31日までに持参払。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、14 頁整理番号 28-56 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 久我原地区 地目 田 地積 2,734 m² 利用計画 水田として利用 借賃はコシヒカリ 90kg での設定です。 ②利用権設定期間 3 年間。期間開始日 平成 28 年 11 月 25 日 満了日平成 31 年 11 月 24 日まで 借賃の支払い期日は、毎年 9 月 30 日までに持参払。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、15 頁整理番号 28-57 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 泉水地区 地目 田 地積 1,331 m² 利用計画 水田として利用 使用貸借権での設定です。 ②利用権設定期間 10 年間。期間開始日 平成 28 年 11 月 25 日 満了日平成 38 年 11 月 24 日まで 貸付者 大多喜町在住者 借受者 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 公益社団法人千葉県園芸協会 理事長 間渕誠一。

なお、利用権の設定を受ける者（借り手）の設定後の経営状況は 16 頁、17 頁のとおりとなっています。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると言えます。議案第 3 号については以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

藤平委員（6 番）

整理番号 28-50 と 28-51 について、レンゲ畑として利用とのことですが、これは町のレンゲ祭りの一環としてのものか。

事務局（寺井）

町のレンゲ祭りではなく、下大多喜のレンゲ祭り実行委員会さんのレンゲ祭りの畑として使用するものです。

藤平委員（6 番）

どの位の面積を計画しているのか。

事務局（寺井）

手持ちの資料がないため即答はできません。

藤平委員（6 番）

分かりました。結構です。もう一点、一番最後の千葉県園芸協会の件ですが、千葉県園芸協会の住所が「千葉県中央区市場町 1 番 1 号」となっているが、これは県庁の中にあるのか。

事務局（寺井）

千葉県園芸協会というのが、いわゆる農地中間管理機構の役割をはたしている機関になります。こちらの案件はこの後、議案第4号に関連してまいります。農地中間管理機構が更に他の人に貸すことになります。

藤平委員（6番）

書類上はこのような形をとることか。

事務局（寺井）

はい。そうです。

齋藤委員（3番）

レンゲ畑の案件ですが、レンゲ畑はこれで全部か。

事務局（寺井）

他にもあると思いますが、ここには手持ちの資料がないため、即答はできません。

議長（岩瀬会長）

他に質問のある方はお願いします。

議長（岩瀬会長）

他に質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第3号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

つづきまして、「議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴収について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

それでは、18頁をお開きください。議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴収について ご説明をする前に、この議案について制度の説明をさせていただきたいと思います。先ほど、議案第3号の整理番号28-57で農用地利用集積計画の決定がされまして、これを町で公告されますと農地中間管理機構に農地の利用権が移転されることとなります。農地中間管理機構に権利が移動されますと、機構はその利用権を受け手に移動させることとなります。その権利を移動させるためには、農地中間管理機構が農用地配分利用計画と言われる、誰にどの農

地を貸し付けるのかを決定しまして、配分計画を県知事が認可
公告すると法律で決められています。農地利用集積計画の報告
を持って出し手から、農地中間管理機構に権利が移動し、その
後、農地中間管理機構から受け手に農地利用配分計画によって
権利を移すことになります。その際、農地中間管理機構は市町
村に対して、農地利用配分計画案の作成を依頼することができます。
今、その段階にありまして、実際に機構から町へ依頼が
出ております。町は、作成にあたり必要がある場合は農業委員
会の意見を聴取することができるとなっており、この度、町と
して農業委員会の意見聴取が必要と判断して、農業委員会へ意
見聴取の上程を行うこととなりました。それでは、どのような
観点から農業委員会は意見を述べるのかとなりますが、農地の
受け手が地域との調和要件を満たしているか等について農業委
員会が意見を述べることとなります。意見を述べるに当たって
は、農地台帳の情報や委員さんが日常活動の中で把握している
地域の担い手や農地の利用に関する情報を積極的に活用してい
ただくことになります。これは、農地の権利移動や認可、許認
可ですとか農地の利用集積の促進等の業務を担っていて、農地
台帳等で農地に関する情報を整備している農業委員会にしかで
きない大切な役割であると謳われております。このような観点
から皆さんからご意見を頂ければと考えております。

では、議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴取につい
て 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第
101号）第18条1項の規定により、農用地利用配分計画を定め
るにあたり、大多喜町長から諮問を受けたので、その是非につ
いて意見を求める。平成28年11月24日提出 大多喜町農
業委員会会長 岩瀬貞夫 1 農用地利用配分計画（案）につ
いて 別添のとおり 19頁をご覧くださいますと農用地利用
配分計画各筆明細書になります。整理番号1 権利の設定を受
ける者の氏名又は名称 大多喜町在籍 株式会社 権利を設定
する土地 泉水地区 地目 田 地籍 1,331 m² 種類 使用貸
借権 利用内容 水田として利用 始期 平成28年11月 存
続期間 10年 借賃0円 なお、20頁に記載してありますが、
株式会社の経営状況について、記載させて頂いております。以
上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いしま
す。

猿田委員（８番）	中間管理機構をとおすと、事務が煩雑になるような気がします。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積で実施すれば１つで済むのに、中間管理機構をとおすと借り手の方も書類を付けなくてははいけないし、大変ではないか。
議長（岩瀬会長）	モデルで実施するのか、賃料が０円になっているが。
事務局（秋山）	確かに中間管理機構をとおすことにより、事務量は増えると思われます。この株式会社につきましては、今後、補助事業の適用を受けるときに、この処理をして置きますと有利になります。現在の補助金は、ポイント制になっておりまして、ポイントが高いほど補助金を受け易くなりますが、この処理をしておくことにより、ポイントの加算が見込まれるとのこと。
藤平委員（６番）	確かに、大変良い制度だと思いますが、中間管理機構からの説明の中では、このような補助金制度うんぬんの話は出ていないと思うが。ありましたでしょうか。無いですね。今、初めて伺いました。
事務局（秋山）	町もつい最近、国の補助金にこの項目が追加されたことを確認したばかりです。
藤平委員（６番）	中間管理機構をとおるような、いわゆる基盤整備をされた土地では対象になるけれども、中間管理機構が入らないような中山間地域の未整備で条件が悪いような場所は対象にならないということか。
事務局（秋山）	中間管理機構は、条件が悪いような場所はだめだとは言っていない。借り手がいないと思われるので、対象にはしかねるとのことだと思う。
藤平委員（６番）	以前の説明では対象外と言っていたと思うが。研修会の中で。
事務局（秋山）	以前はそのようなことでしたが、昨今状況が変わってきている。
藤平委員（６番）	私の担当地区で、１反歩区画で区画整理されているが、一昨年と比較して休耕田が非常に多くなっている。その背景には、高齢化や機械の更新等で離農が進んでいる。そのような中でこのよう

な事業の PR を推進してはどうか。農業委員の職務でもあるとは思
うが。

事務局（秋山） 出し手側に、メリットが出るのは、集団で貸す場合に集落に補
助金ができるものや、貸し手がその部門の耕作をやめる場合など
一定の条件を満たしたものに限られる。借り手側は今回のよう
な補助金を使う際のポイントが加算できる等のメリットがあ
る。

齋藤委員（3 番） 貸した人に補助金ができるのではないか。でも千葉県ではあまり
例が無い。特に大多喜町では例が無いのではないか。

事務局（秋山） 本町では、過去に例はありません。

山岸委員（10 番） 貸し手側は殆どメリットないのではないか。

齋藤委員（3 番） 事務は複雑になる。

猿田委員（8 番） 先日、いすみ市で研修会があった時の資料を見ると、よほど条件
が良くないと管理機構は受けないように思える。

議長（岩瀬会長） 借り手がいないと困ってしまうからではないか。

猿田委員（8 番） 大多喜みたいな山の中では、耕地整理されて排水の良い等の条件
の良いところであれば、管理機構に頼まなくても借り手は見つか
るが条件の悪いところは本当に借り手が見つからないのに、機構
も受けてくれないし、役に立たない制度かなと思う。と言って荒
らしてしまうと、税率を上げようということだし。

議長（岩瀬会長） 全体で貸せば良いが。全部貸せば、土地改良の補助も出る
し。この件は無料での使用貸借権で貸しているが、貸し手にメリ
ットはあるのか。

事務局（寺井） 現状では、貸し手のメリットは把握しておりません。

議長（岩瀬会長） 中間管理機構が借りるのは「無償」と言うようなことになれば
今後、事業の推進に影響があるのではないか。

浅野委員（9 番） 無償であれば、他に借りる人はたくさんいると思う。

山岸委員（10 番）	誰も借り手がいない場所を中間管理機構が借りますよ。と言うのなら分かるが。
藤平委員（6 番）	大多喜町を見回してみて、この制度を活用できる人はごく一握りで、多数の人は活用が難しいと思う。その辺を町としてはどの様に考えているのか。
猿田委員（8 番）	借り手側はポイントが貯まって良いかもわからないが、出し手はなにもないのでは。
藤平委員（6 番）	補助制度とはどのような物があるのか。
事務局（秋山）	国の補助金は殆どポイント制になりつつある。本町で実績のあるものは、経営体育成支援事業で、対象はハウスの建設やトラクターなどの農機具購入に関する補助金等です。
加曽利委員(1 番)	どこですか。
事務局（秋山）	一つは総元地区、もう一つは大多喜地区です。
藤平委員（6 番）	少し話は違うが、今度、横山に来る予定の事業者がこの制度を使用することも可能ですよね。形式的には。
事務局（秋山）	はい。可能です。
藤平委員（6 番）	その場合は、賃借料はゼロになるのか。
事務局（秋山）	全部ゼロと言うことではありません。たまたま今回のケースがゼロと言うことです。
藤平委員（6 番）	このケースがゼロなのか。管理機構に貸すと賃料はゼロと聞いたような気がするが。違いますか。
事務局（秋山）	管理機構をとおしたものが全てゼロとのことではない。
齋藤委員（3 番）	時間もだいぶ過ぎているがこの案件はいかがしますか。
押元委員（7 番）	この件について、本総会で結論を出さなければいけないのか。

事務局（秋山）	株式会社が本年度補助金申請を予定しているようですが、この申請がとまらない場合は、本年度の補助金申請が出来なくなる可能性がありますので、慎重にお願いします。
山岸委員（10 番）	誰が補助金を受けるのか。
事務局（秋山）	株式会社が補助金の申請時のポイントが上がる。
山岸委員（10 番）	お互いの契約だから良いのではないか。
押元委員（7 番）	承諾しても良いのではないか。
議長（岩瀬会長）	他に質問はありませんか。
議 場	————— 質問・意見等なし —————
議長（岩瀬会長）	質問が無いようです。ご異議ございませんか。
議 場	————— 異議なしの声あり —————
議長（岩瀬会長）	それでは、議案第 4 号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。つづきまして議案第 5 号「地籍調査による農地の地目認定について」を議題といたします。 事務局からの説明をお願いいたします。
事務局（寺井）	それでは、21 頁をお開きください。議案第 5 号 「地籍調査による農地の地目認定について」地籍調査において（昭和 56 年 10 月 7 日付け 56 国土国第 409 号国土庁土地局国土調査課長指示）により、地籍調査による別紙農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成 28 年 11 月 24 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 地目認定を要する農地の地目認定一覧表 別添のとおり 今回、地目変更を要する農地の地目認定一覧表にございます小沢又地区の 9 筆で、11 月 18 日（金）午前 9 時から、担当であります加曽利委員と事務局、町建設課の職員 1 名、測量会社でありますコルタ測量の職員 2 名で現地確認を実施いたしました。一覧表の No. 1 から No. 8 については、植林がされている状態でした。なお、No. 9 につきましては、現地への立ち入りが困難とのことである場所とのことで、測量会

社さんが撮影した写真において判断いたしました。事務局からは以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第5号については、1番員の加曽利委員さんが担当となっておりますので報告をお願いいたします。

加曽利委員(1番)

はい。報告をいたします。只今、事務局の方から説明がありましたが、場所は小沢又から栗又の展望台がある場所の間の栗又に向かって右下になります。段々になっているところです。対象の土地につきましては、スギの木が植えられており樹齢40年～45年ほどに見られました。ですので、農地への復元は不可能であるとのことと、No.9につきましては、事務局から説明がありましたとおり、写真で判断しますとかなり木が大きくなっておりますので、農地への復元は困難と思われます。以上です。

議長（岩瀬会長）

はい、ありがとうございました。加曽利委員さんからの現地報告をいただきました。質問のある方はお願いいたします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第5号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。議件は以上をもって終わります。

（午後4時12分）

議長（岩瀬会長）

続きまして報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局（寺井）

23ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年11月24日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫
番号21 所在・番地 西部田地先 地目 畑及び田 地積23㎡
他8筆 合計地積6,391㎡ 登記原因・日付 共有持分放棄

平成28年9月15日 権利者 大多喜町在住者

番号22 所在・番地 久我原地先 地目 田及び畑 地積
981 m² 他5筆 合計地積 8,067 m² 登記原因・日付 相続
昭和62年2月12日 権利者 大多喜町在住者。

番号23 所在・番地 弓木地先 地目 畑及び田 地積
1,680 m² 他21筆 合計地積 8,840 m² 登記原因・日付 相続
平成28年10月21日 権利者 大多喜町在住者。

番号24 所在・番地 田代地先 地目 畑及び田 地積
390 m² 他32筆 合計地積 14,907.55 m² 登記原因・日付 相
続 平成28年10月17日 権利者 大多喜町在住者。

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による農用地賃貸借
権の中途解約に係る通知があったので報告する。 平成28年
11月24日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬 貞夫 番号21
所在・地番 下大多喜地先 地目 田 地積 3,332 m² 貸付人
大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 借受者の健康
上の理由のため。 番号22 所在・地番 下大多喜地先 地目
田 地積 2,692 m² 貸付人 千葉市緑区在住者 借受人 大多
多町在住者 事由 借受者の健康上の理由のため。 番号23
所在・地番 小沢又地先 地目 田 地積 1,949 m² 貸付人
大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 規模縮小のた
め。

報告第3号

軽微な土地改良の届出について 下記のとおり届出があったの
で報告する。平成28年11月24日 大多喜町農業委員会 会
長 岩瀬貞夫
番号3 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 489 m² 他26
筆 合計地積 16,063 m² 埋め立て後の利用 ハウス施設として
胡蝶蘭の栽培を行う。土地所有者 大多喜町在籍株式会社 工事
期間 平成28年11月15日から平成29年3月31日まで。

報告第4号

農地法第5条の規定による許可申請の取下について 下記のと
おり、農地法第5条による許可申請の届出があったので報告す
る。平成28年11月24日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬
貞夫 農地法第5条による許可申請日 平成28年10月6日
農地法第5条の規定による許可申請の取下願いの日 平成28年

11月14日 番号1 譲受人 千葉市稲毛区在籍 株式会社
譲渡人 千葉市緑区在住者 許可申請取下に係る土地 所在・地
番 下大多喜地先 地目 畑 地積 2,321 m² 取下げ事由 当該
地全面での転用が難しいため。報告事項は以上です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。

つづきまして、議事日程6その他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

「農業者年金加入推進のポイント」と合わせて、担当地区の農業者年金加入推進名簿を配布させていただいております。

10月から12月の間が農業者年金の加入推進強化月間になっておりまして、先日、千葉県農業会議から職員が来庁され農業委員さんのご協力を得て、個別訪問を実施して貰いたいとの事でしたので、事務局と一緒に個別訪問をお願いいたします。以上です。

事務局（秋山）

「全国農業新聞の購読について」今月17日に一般社団法人千葉県農業会議の山本事務局長、越川参事が全国農業新聞の購読について来庁されました。全国農業新聞に関しましては各地の農業委員の活動状況や、農業委員会に関連する制度等、委員の活動に参考となる記事が満載とのことでございます。購読者が年々減少しており、中でも本町は農業委員さんの人数よりも購読者が少ないということで、農業委員さんの人数より購読者が少ないのは、千葉県内で3市町村のみだということです。このような状況下にあるため、農業委員さんに是非購読をお願いしたいとのことに来庁していただきましたので、ご報告いたします。

猿田委員（8番）

日本農業新聞と全国農業新聞があると思いますが、日本農業新聞ではだめなのか。

事務局（秋山）

一般社団法人千葉県農業会議の話では、全国農業新聞というのは、以前は農業委員新聞との名前で発行していたのが、全国農業新聞と名前を変更したということです。農業会議で関係しているのが、全国農業新聞であり、農業委員さんに関係する新聞ですとのことでしたのでよろしく願いいたします。

事務局長（吉野）

委員の皆さま他に何かありますか。

事務局長（吉野）

貴重な時間、長時間に渡り慎重審議を頂き大変ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

大変ご苦勞様でございました。

閉 会（午後4時38分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年11月24日

会 長

岩瀬貞夫



署名委員

加曾利益弘



署名委員

齋藤豊彦

